

那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札用）

最終改正 令和3（2021）年4月1日

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

那須烏山市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次の各号の要件を全て満たしていること。

- (1) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須烏山市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (5) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程（平成22年3月那須烏山市規程第6号。以下「指名停止等措置規程」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 低入札価格工事の施工に専念する義務を課されている者でないこと。
- (8) 本店とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく主たる営業所に限るものであり、支店又は営業所とは、同法同条に基づくその他の営業所に限るものである。
- (9) 資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

2 分割（分離）発注に係る入札条件に関する事項

- (1) 分割（分離）発注に係る入札条件を適用した入札は、入札公告に示す入札順位に従って順次執行し落札候補者を決定する。この場合において、先に行われた入札の落札候補者が提出したその後の入札に係る入札書は無効とする。
- (2) 市は、先に行われた入札において落札候補者の決定を保留してその後の入札を執行したときは、先に行われた入札の落札候補者が決定するまで、その後の入札の落札候補者の決定を保留することができる。

- (3) 先に行われる入札が中止、不調等の理由により落札候補者が決定しないときは、その後の入札を入札順位に従って順次執行し落札候補者を決定することができる。

3 参加手続等

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札公告に示す受付期間に、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）により、電子入札システムから申請するものとする。ただし、紙入札の承諾を得た場合は、当該受付期間に入札公告に示す入札担当部署へ持参すること。
- (2) 申請書の作成説明会は行わない。
- (3) 申請書の記載内容のヒアリングは行わない。
- (4) 競争参加資格の確認の結果は、入札公告に示す競争参加資格確認通知日に電子入札システムにより通知する。
- (5) 申請の受付期間に申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書（図面、仕様書及び金抜き設計書）は、入札公告に示す設計図書の閲覧期間に閲覧に供する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き書面（様式は自由）により提出すること。この場合、入札公告に示す質問の受付期間に持参、電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 質問への回答は、入札公告に示す質問への回答日に質問者に対し書面により行う。

5 現場説明会

現場説明会は行わない。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 市は、入札に当たり、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより提出する入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、当該入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、紙入札の承諾を得た場合は、7の(2)に従って提出すること。
- (3) 工事費内訳書には、次の事項を記載すること。
 - ア 入札参加者名、工事名、工事箇所名、及び設計書等に記載する項目と同項目
 - イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額（建築工事にあつては、各項目に対応した金額）並びに合計額
- (4) 市は、談合があると疑うに足りる事実があると認めた場合は、当該工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

7 入札方法

- (1) 入札書は、入札公告に示す入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、紙入札の承諾を得た場合は、入札公告に示す入札書の提出期限までに、入札担当部署へ持参することにより入札に参加することができる。この場合において、入札書及び工事費内訳書は二重封筒により提出するものとし、入札書を入札用封筒に入れて封かんし、別の封筒に工事費内訳書の一式を入れて封かんの上、あわせて外封筒に入れて封かんすること。外封筒には、工事名、工事箇所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。
- (3) 入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を提出すること。辞退届を提出せず、(1)の提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）及び那須烏山市建設工事等執行規則（平成17年10月那須烏山市規則第35号）を守ること。
- (5) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めること。
- (7) 入札者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しないこと。
- (8) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札執行回数は1回とする。
- (10) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
 - イ 那須烏山市契約規則の規定に違反したとき。
 - ウ 入札者が同一の入札について、二以上の入札書を提出したとき。
 - エ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
 - オ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
 - カ 低入札調査基準価格が設定されている工事において、工事費内訳書の提出がないとき。
 - キ その他入札に関する条件に違反したとき。

- (2) 入札者が(1)のエに該当する場合には、当該工事箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とする。
- (3) 競争参加資格の確認を受けた入札者であっても、指名停止措置を受ける等の理由により、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなったときは、当該入札者が行った入札は無効とする。

9 入札の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を失格とする。

- (1) 最低制限価格を定めた入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札

10 開札の方法

- (1) 開札は、入札公告に示す開札の日時に電子入札システムにより行う。
- (2) 開札結果については、電子入札システムの作業状況確認において通知する。

11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者は、競争参加資格の審査に必要な次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 確認申請書類
 - ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）
 - イ 入札参加資格
 - ・栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書の写し（ただし、市内業者の場合は提出を要しない。）
 - ・最新の総合評価値通知書（申請中の場合は、総合評価値請求書）の写し
 - ウ 社会保険等の加入状況
 - ・最新の総合評価値通知書（申請中の場合は、総合評価値請求書）の写し（再掲）
 - エ 営業所等の所在地（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）
 - ・建設業許可申請書及び建設業の許可の通知の写し
 - ・所在地に変更があった場合は変更届出書の写し
 - オ 企業の施工実績（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）
 - ・当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写し等）
 - カ 配置予定技術者の資格（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）
 - ・国家資格者等にあつては当該資格証明書等の写し
 - ・監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し
 - キ 配置予定技術者の工事経験（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）

- ・当該工事の内容が、条件に該当する工事であることを証明できる書類（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写し、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など。契約工期全般にわたり従事していない場合のみ）等）
- ク 企業が雇用する技術者数（ただし、入札公告の条件適用が無の場合は提出を要しない。）
- ・国家資格者等にあつては当該資格証明書等の写し
 - ・3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）。これ以外の書類は、雇用関係を証明する書類として認めない。
- (2) 競争参加資格の審査に必要な書類は、入札公告に示す開札後の審査書類の提出期限までに、次に掲げるいずれかの方法により提出すること。ただし、提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合は、提出を要する書類の全てを持参すること。
- ア 入札公告に示す入札担当部署に持参し、提出する。
- イ 入札公告に示す入札担当部署へ電話連絡を行った上で電子メールにより提出する。
- (3) 市は、競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者に対しては、文書によりその旨を通知する。
- (4) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

12 落札者決定の方法

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」により競争参加資格を審査の上、決定する。ただし、落札者となるべき者が「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査に必要な書類を提出期限までに提出しないとき、又は、落札者となるべき者の競争参加資格の審査の結果、競争に参加できる者の条件を満たしていないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を、「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査の上、落札者とすることがある。
- (2) 最低制限価格を設定した場合の入札においては、予定価格以下、かつ、最低制限価格以上の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、前記(1)に基づき決定する。
- (3) 低入札調査基準価格を設定した入札において、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価

格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを、「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査の上、落札者とする可能性がある。

- (4) 落札者決定の結果については、落札者となるべき者から「11 開札後の競争参加資格の審査に関する事項」による競争参加資格の審査に必要な書類が提出された日から起算して3日（那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除く。）以内に電子入札システムにより通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合又は低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、この限りでない。

13 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。この場合、指名停止等措置規程に基づく指名停止措置を講じることがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、配置予定技術者に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。

15 契約保証金

- (1) 契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。
- (2) 契約保証金は、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 請負契約書

請負契約書の作成を要する。

17 支払条件

- (1) 前金払 那須烏山市建設工事等執行規則第7条により計算した額を請求することができる。
- (2) 中間前金払 那須烏山市建設工事等執行規則第7条により計算した額を請求することができる。ただし、契約締結時に部分払を選択している場合及び継続費に係る契約にあつては請求できない。
- (3) 部分払 那須烏山市建設工事請負契約書第39条による額を請求することができる。ただし、契約締結時に中間前金払を選択している場合にあつては請求できない。

18 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項

低入札価格調査制度による低入札調査基準価格が設定されている入札において、低入

札調査基準価格を下回る価格をもって入札した者と契約を締結する場合は、次のとおり変更する。

(1) 契約保証金

「15 契約保証金」に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」とし、那須烏山市建設工事請負契約書第5条第2項及び第5項中、「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に変更する。

(2) 違約金

那須烏山市建設工事請負契約書第57条第2項中、「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に変更する。

(3) 契約不適合責任の存続期間

那須烏山市建設工事請負契約書第59条第1項中、「引渡しを受けた日から2年以内」を「引渡しを受けた日から3年以内」に、那須烏山市建設工事請負契約書第59条第2項中、「引渡しを受けた日から1年が経過する日まで」を「引渡しを受けた日から1年6箇月が経過する日まで」に変更する。

(4) 現場代理人及び監理技術者等

現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）は、これを兼ねることができないものとし、那須烏山市建設工事請負契約書第11条第5項を「現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ）は、これを兼ねることができない。」に変更する。

19 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書及び入札を定めている那須烏山市建設工事等執行規則等については那須烏山市役所烏山庁舎2階那須烏山市総務課において閲覧できる。
- (2) 申請書等の書式は、那須烏山市ホームページからダウンロードができる。

20 市議会の議決に付すべき契約

- (1) 予定価格が1億5,000万円（消費税等を含む。）以上の工事の工事請負契約については地方自治法第96条第1項第5号の規定による那須烏山市議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、那須烏山市議会の議決を経た上で契約を確定する。
- (2) 落札者が市議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかを満たさなくなったときは、市は契約を締結しないことができる。この場合において、契約を締結しないときは、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

21 入札の執行中止等

市は、必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

22 同値入札

- (1) 最低価格者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候補者及び次順位者以降の者を決定するものとする。
- (2) くじ引きによる落札候補者に対する事後審査により、入札参加資格が認められなかった場合は、次順位者を対象に事後審査を行う。
- (3) くじ引きそのものを辞退し、他の同価入札者に落札候補者となる権利を譲る行為は認めないものとする。

23 配置技術者（専任の場合）

- (1) 配置技術者は、1件の請負金額が3,500万円以上の工事（建築一式工事については7,000万円以上）又は入札参加条件で選任を義務付けた工事については、現場に専任でなければならない。
- (2) 下請代金が総額4,000万円以上（建築一式工事については6,000万円以上）の工事については、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (4) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3箇月以上雇用していることをいう。また、営業所における専任の技術者は、建設業の種類が異なっても現場に配置する技術者にはなれない。
- (5) 参加資格要件確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

24 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が3,500万円未満の工事（建築一式工事については7,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていないこと。
- (2) 配置する技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- (3) 参加資格要件確認申請書等に記載した技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

25 配置予定技術者に関する取扱い

- (1) 工場製作と現場施工を同一工事で行う橋梁工事等の場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するものとして、別々の者を配置予定技術者とすることができる。なお、現場施工の開始時点で申請した現場施工期間の配置予定技術者を設置できないときは、那須烏山市建設工事請負契約書第48条第1項第4号に基づき、相当の期間を定め

てその設置の催告をし、その期間内に設置がないときは、当該請負契約を解除し、又は指名停止等措置規程に基づく指名停止措置を講じることがある。

- (2) 工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合には、当該工事に専任であることを要しない。

26 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。ただし、別に定める場合においては、工事現場に専任で常駐することを緩和できるものとする。
- (2) 現場代理人についても、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

27 その他

- (1) 入札に当たり、入札執行前に談合情報が寄せられた場合は、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が落札者又は落札候補者となったときは、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による事情聴取を行い、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察並びに建設業許可行政庁に通報するとともに、必要な措置を判断するものとする。
- (2) 入札執行後において談合情報が寄せられた場合であって、選考委員会による事情聴取を行ったときは、談合の事実の如何にかかわらず、公正取引委員会、警察並びに建設業許可行政庁に通報するとともに、必要な措置を判断するものとする。
- (3) 入札の結果、落札候補者となった場合、落札候補者が辞退届けを提出せずに確認書類の提出を拒んだ場合にあっては、不正又は不誠実な行為として指名停止を実施する。
- (4) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り那須烏山市内業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り那須烏山市内業者へ発注するように努めること。
- (5) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書、資料の差し替えは認められない。